

県産木材建築利用促進事業費補助金交付要綱
(非住宅建築物建築支援)

(趣旨)

第1 一般社団法人島根県木材協会（以下「木材協会」という。）が実施する県産木材建築利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年5月31日付け島根県規則第32号。）、県産木材利用促進事業費補助金交付要綱（令和2年3月25日付け林第1149号）、県産木材利用促進事業実施要領（令和2年3月25日付け林第1182号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で事業を実施するものとする。

(補助金交付の目的等)

第2 補助金の目的、補助金交付の対象者、補助金の額等は次に掲げるとおりとする。

1 補助金交付の目的

非住宅建築物の新築において、県産木材の利用促進を通じて、地域の雇用創出や地場産業の振興に資することを目的とする。

2 補助金交付の対象者と補助条件

(1) 補助金交付の対象者

「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領（令和2年3月25日付け林第1148号。以下「認定制度実施要領」という。）第2条で定める「しまねの木」活用工務店（以下「認定工務店」という。）、または認定工務店となることが確実な者とする。ただし、補助金の交付については、認定制度実施要領第4で定める「しまねの木」活用建築士・工務店認定講習会を受講し、認定工務店として認定された後とする。

(2) 補助条件

- ① 施主と直接建築に関する契約をするか、施工工務店が施主となって建築するもので、木材調達権限が施工工務店にあるもの。
- ② 建築に使用する木材には、県産木材を木材総使用量の60%以上使用するもの。
- ③ 鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造については、主な構造が木造による部分について県産木材使用割合が60%以上であるもの。
- ④ 建築物の工事に未着手であるもの。
- ⑤ 補助事業の申請に当たり施主の了解が得られており、写真等の提供に協力するもの。
- ⑥ 施工にあたっては、島根県産木材を用いた建築であることが分かるよう表示するもの。

3 補助対象経費及び補助金の額

別表のとおり。

(補助金の申込)

第3 補助金を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込期日までに補助金申込書（以下「申込書」という。様式1）に関係書類を揃えて木材協会に申し込むものとする。

関係書類	申込期日
非住宅建築物建築支援 (1) 建築確認済証又は建築工事届の写し (2) 設計図（平面図）、立面図の写し (3) 都道府県税に未納がないことが証明できるもの（初回申請のみ） (4) （認定工務店でない場合）「しまねの木」活用工務店認定申請確認書 (様式1-2)	着工前までとする。

2 木材協会は、前項の申込書を受理したときは、申込内容を審査し、その結果を申込者に通知するものとする。

(補助金の繰越申請)

第4 申込者が補助金の繰越を申請する場合は、繰越承認申請書(様式2)により、2月末日までに木材協会に届け出るものとする。

(補助金の利用辞退)

第5 申込者が補助金の利用を辞退する場合は、補助金利用辞退届(様式3)により、速やかに木材協会に届け出るものとする。

(補助金の交付申請)

第6 第3の2項により採用通知を受理した申込者は、木工事完了後速やかに補助金交付申請書(様式4)に関係書類を添えて、木材協会に提出するものとする。

補助金交付申請書の受付期限は別に定める日とする。

2 前項に掲げる関係書類は次の各号に該当するものをいう。

(1) 最終の設計図(平面図)、立面図の写し(申込書と内容が異なる場合は添付のこと)

(2) 別紙 補助金額計算シート

(3) 県産木材使用証明書(様式5)

(4) 「しまねの木認証要領」第8の5に基づく「しまねの木認証書」の写し

(5) 写真(屋根工事完了時及び木工事完了時の全景、構造材の状況が確認できるもの各階1~2枚、造作材・その他木製品がある場合は、当該部材の施工状況写真1~2枚程度)

(6) 島根県産木材を用いた建築であることの表示や広報活動等に関する資料(HP画面、チラシ等)または写真(看板、のぼり等)1~2枚

(補助金の支払い)

第7 木材協会は、申請書を受理したときは申請内容を審査するとともに、検査員を指名して検査を行わせるものとする。

2 検査員は現地等において申請内容等を確認し、木材協会にその状況を報告するものとする。

3 木材協会は、状況報告等に基づき適正と認めたときは、申請者へ交付決定を通知するとともに、指定する口座に補助金を振り込むものとする。適正と認められなかった場合は、申請者にその旨を通知するものとする。

なお、補助金の振り込みは、原則として一定期間の申請に応じて、申請者ごとに一括で振り込むこととする。

(県産木材使用証明書)

第8 木材協会会員は、申請者から当該非住宅の建築等に製材・納材した県産木材について証明の依頼があったときは、県産木材使用証明書(様式5)を作成するものとする。

(関係者との協力・連携)

第9 木材協会は、当該事業の実施に当たり、施工業者(工務店、建築士、製材工場等)と協力・連携を図るものとする。

(その他)

第10 補助事業の実施に当たっては、申請者又は納材業者等は、当該補助事業に係る証拠書類を明らかにしておくとともに、検査等において確認を求められた場合は、速やかに提出できるよう整備・保管しておくものとする。

なお、当該証拠書類は、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間は保管しなければならない。

第11 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

